

会務報告

韓国税務士会との定期懇談会の報告

国際部長 長谷部 光哉



はじめに

日本税理士会連合会と韓国税務士会との定期懇談会が2月4日、ソウルの韓国税務士会館で開催された。この懇談会は1997年から毎年一回、日税連と韓国税務士会が交互に主催する方式で行っており、今回が19回目

本稿では、日本の税理士制度と韓国の税務士制度の比較を踏まえ、韓国税務士会からの質問とそれに対する日税連の回答、日税連からの質問とそれに対する韓国税務士会の回答に補足的な情報を加えながら解説する。最後にTTPをはじめとするメ

I 日本の税理士制度と韓国の税務士制度の比較

日本と韓国の税務専門家制度の比較は「図表1」の示すとおりである。前述のように、両税務専門家制度の内容は、大同小異といえ

II 定期懇談会の議題について

過去の年間の定期懇談会の議題は「図表2」のとおりである。議題の内容からは、激変する両国の社会経済状況等の外部環境の変化を受けて両国

1 韓国税務士会からの質問とそれに対する日税連からの回答 (1)法人税の誠実申告のためのチェックリストの活用について

韓国は現在、誠実申告チェックリスト関連制度を施行している。同制度の導入に対する日税連の立場及び改善に向けた取り組みについて伺いたい。

日本には韓国における「誠実申告制度」に該当する制度自体がないが、類似する制度等について回答する。まず、法人税の申告に係るチェックリストについては、納税者向けには国税庁が公表している「申告書確認書」、税理士向けには各税理士会が独自で個別に策定しているチェックリスト、その他税務関連団体等が策定しているものなど、さまざま

高い添付書類の作成が可能となるほか、税理士事務所全体の業務水準も向上し、ひいては依頼者である納税者の適正申告に寄与するものである。最後に、その他のチェックリストとして、国税庁協力の下、公益財団法人全国法人会連合会及び納税協会連合会が、中小企業の税務・会計コンプライアンス向上を目的として作成した「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」がある。これは、中小企業が自社の文書管理や経理処理などの項目について自主点検すること、将来の内部統制及び経理能力の水準向上に役立つというものである。中小企業に作成が義務付けられているものではなく、あくまでも任意のチェックシートであり、また、税理士が直接作成するものでもないが、日税連もその趣旨に賛同し、税理士の視点から当該チェックシート等の監修を行った。

韓国では、2011年5月から所得税法の規定により、「誠実申告制度」が導入されている。その内容は、一定規模の収入を有する個人事業者は、計算した事業所得金額の適正性を税務士や公認会計士が確認して作成した

【図表1】日本の税理士と韓国の税務士の比較(職業法を中心として)

Table comparing Japanese Tax Accountants and South Korean Tax Accountants across various categories like establishment, methods, and qualifications.

う。しかし、人口1億2700万人中7万5000人の税理士数(1000人当たり0.59人)である日本に

また、韓国の税務士試験科目については、英語、民法法、行政訴訟法、原価管理会計学など、税務専門家をとり巻く環境変化に適切に対応する科目構成となっており、

この点は、ここ数年、若い世代の税理士試験の受験者数が激減し続けている日本の税理士業界の現状をかんがみ、

次に、税理士法33条の2には、税理士の権利として、当該申告書の作成に関し、計算、整理し、又は相談に依りて事項を記載した書面を当該申告書に添付することができる旨が規定されている。さらに、適正申告を補完する位置付けとして、税務当局に対して、税務調査の前に当該書面を添付し、税理士への意見聴取を義務付けており、大いに活用が期待され、日税連に作成が義務付けられているものではなく、あくまでも任意のチェックシートであり、また、税理士が直接作成するものでもないが、日税連もその趣旨に賛同し、税理士の視点から当該チェックシート等の監修を行った。

韓国では、2011年5月から所得税法の規定により、「誠実申告制度」が導入されている。その内容は、一定規模の収入を有する個人事業者は、計算した事業所得金額の適正性を税務士や公認会計士が確認して作成した

「誠実申告確認書」を提出しなければならぬとするものである。なお、法人税については、日税連が税務士会から、

【図表2】過去5年間の日韓定期懇談会の議題

定期懇談会	議題(上段:日税連側の質問、下段:韓国税務士会側の質問)
第14回 (平成22年) 大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 韓国における異業種専門職の共同化の推進 書面添付制度 司法書士による地方税の税務代理 成年後見人制度 税理士職業賠償責任保険制度及び保険委員会制度 補佐人制度 「財務会計士」の導入案
第15回 (平成23年) ソウル市	<ul style="list-style-type: none"> 外国税務諮問士制度の導入 税制建議 租税教育の推進 韓国税務士会の関連団体 税制面における経済活性化のための政府の支援策 「財務会計士制度」の導入案 税理士の倫理規定及び懲戒処分
第16回 (平成24年) 大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士への自動資格付与の廃止 税務士会による会員の除名処分 韓国税務士会創立50周年記念事業「100万時間職能寄付」 日本における税務サービス市場開放の現状 成年後見人制度並びに税理士会及び税理士の参加状況 税務調整計算書監理制度 個人情報保護
第17回 (平成25年) ソウル市	<ul style="list-style-type: none"> 韓国の付加価値税における現金領収書制度(インボイス制度)と税務士の関与 改正税務士法後における税務職員を退職した者の税務士資格付与の状況 税務士法改正後の国内・外国会計士の状況 米韓FTAと税務士法改正の関連 弁護士、公認会計士、弁理士、税理士等の専門資格者間の協業 登録前の実務修習制度 日本の税理士法人 日本の税務サービス市場開放の現状
第18回 (平成26年) 大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 住民登録番号の税務への活用 税務士の倫理基準、品位保持 「税務調整計算書」の提出と税務調査の関係、税理士法第33条の2の「書面添付制度」との共通点及び相違点 相続税の非課税制度 税理士制度、税法の改正項目 社会保険労務士業務への税理士の関与 税目別電子申告の比率 日税連が提供する会員サービス 地方税を専門に取り扱う税務代理人の有無と地方税の試験科目

の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体と協議する「締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手續を円滑化することを目的として、自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励すること」などが記載されているため、他国等から要請があった際には、政府はもとより、日税連としてもその対策について検討する必要がある。

税理士に類似する外国の資格者について、日本での税務サービスを提供するに認められることは想定しておらず、具体的な検討は行

われない。
 ▲補足情報
 韓国はEUA(アメリカとのFTAを積極的に締結し、専門サービス領域の開放を進めている。税務士法において2011年6月、「外国税務諮問士及び外国税務法人」の規定を創設したことに続き、本年2月の改正により、韓国税務法人により、韓国税務法人に對する外国税務諮問士による出資を許容する措置が手続された。この質問は、こうした流れを受けたものである。

③地方公共団体の会計監査制度について
 地方公共団体の会計監査業務において、日本の税理士が逐行・参加することができ業務、また、地方公共団体の会計監査業務を執行する過程で発生する問題点について伺いたい。
 ▲回答
 地方公共団体の会計監査業務等への税理士の関わりについては、地方公共団体における監査制度は、地方自治法において監査委員による「監査委員監査制度」と「外部監査人による「外部監査人による監査」が定められており、さらに後者は「包括外部監査」と「個別外部監査」に分けられている。監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者(識見委員)及びその議員、議選委員のうちからそれぞれ選任される。その人

務を遂行する過程で発生する問題点について伺いたい。
 ▲回答
 地方公共団体の会計監査業務等への税理士の関わりについては、地方公共団体における監査制度は、地方自治法において監査委員による「監査委員監査制度」と「外部監査人による監査」が定められており、さらに後者は「包括外部監査」と「個別外部監査」に分けられている。監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者(識見委員)及びその議員、議選委員のうちからそれぞれ選任される。その人

数は地方公共団体の規模によって定められている。選任に当たっては、その地方公共団体の長の同意を得て行ふ。特に資格要件は付されていないが、識見委員に税理士も多数選任されている。外部監査人は、監査委員の識見委員の要件に加え、次の資格要件が付けられている。①弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む)、②公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む)、③公務員(国の行政機関に在りて会計検査に關する職務を執行する者を含む)。外部監査人は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者(識見委員)及びその議員、議選委員のうちからそれぞれ選任される。その人

のとして政令で定めるもの。さらに、外部監査人を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため、必要と認めるときは、識見委員に税理士(税理士となる資格を有する者を含む)と外部監査人を締結することができるとされている。地方公共団体において会計監査業務を遂行する過程で発生する問題点については、会計監査業務従事者は守秘義務が課されているため、業務過程で発生する問題点等を日税連では把握できない。外部監査人経験者による「包括外部監査」において、監査報告書提出後、それをどの程度地方公共団体がその後の行政に反映させている

かという確認がなかなかできない。情報も少なく、後追いで調査している機関(全国市民オンブズマン)連絡会議もあつたが、十分とはいえない。また、先正税理士法3条3項に基づき、税務士資格を有する公認会計士となるためには、公認会計士法16条1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士法施行規則1条の3第1項に基づき国税務講習会が指定する税法に関する研修を修了する必要があるが、その研修(実務補習)の内容は、内閣府が定める実務補習規則に規定されている。日税連からは「正確なデータは把握していないが、外部監査人の登録が公認会計士の登録よりも多く、税理士の登録については補助者としての登録が進んでいる」と回答した。

2017年4月1日以降に公認会計士試験に合格した公認会計士は、必ず公認会計士法に定める実務補習団体等が実施する「税法」に関する研修を修了してから、税理士の資格を付与することとなったが、同制度に関連して実務補習の内容及び団体等について具体化したことはあるか。また、同制度が業界に委

かという確認がなかなかできない。情報も少なく、後追いで調査している機関(全国市民オンブズマン)連絡会議もあつたが、十分とはいえない。また、先正税理士法3条3項に基づき、税務士資格を有する公認会計士となるためには、公認会計士法16条1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士法施行規則1条の3第1項に基づき国税務講習会が指定する税法に関する研修を修了する必要があるが、その研修(実務補習)の内容は、内閣府が定める実務補習規則に規定されている。日税連からは「正確なデータは把握していないが、外部監査人の登録が公認会計士の登録よりも多く、税理士の登録については補助者としての登録が進んでいる」と回答した。

2017年4月1日以降に公認会計士試験に合格した公認会計士は、必ず公認会計士法に定める実務補習団体等が実施する「税法」に関する研修を修了してから、税理士の資格を付与することとなったが、同制度に関連して実務補習の内容及び団体等について具体化したことはあるか。また、同制度が業界に委

た、同制度が業界に委化をもちたし点について伺いたい。
 ▲回答
 新制度における公認会計士試験合格者への税法研修について、改正税理士法3条3項に基き、税務士資格を有する公認会計士となるためには、公認会計士法16条1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士法施行規則1条の3第1項に基づき国税務講習会が指定する税法に関する研修を修了する必要があるが、その研修(実務補習)の内容は、内閣府が定める実務補習規則に規定されている。日税連からは「正確なデータは把握していないが、外部監査人の登録が公認会計士の登録よりも多く、税理士の登録については補助者としての登録が進んでいる」と回答した。

た、同制度が業界に委化をもちたし点について伺いたい。
 ▲回答
 新制度における公認会計士試験合格者への税法研修について、改正税理士法3条3項に基き、税務士資格を有する公認会計士となるためには、公認会計士法16条1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士法施行規則1条の3第1項に基づき国税務講習会が指定する税法に関する研修を修了する必要があるが、その研修(実務補習)の内容は、内閣府が定める実務補習規則に規定されている。日税連からは「正確なデータは把握していないが、外部監査人の登録が公認会計士の登録よりも多く、税理士の登録については補助者としての登録が進んでいる」と回答した。

公認会計士間の資格付与問題は解決済みといえる。他方、弁護士は、依然として「税務士法3条3項」の資格を付与されているが、実際には同法6条の登録事項で、税務士試験合格者(試験科目の一部免除を利用した合格者を含む)以外の税務士登録は認められていない。

その結果、弁護士法により、あくまで弁護士としての法律事務の一つとしての税務業務を行える枠組みとなっている。今回の会議中に開催された韓国の国会で弁護士法の法律事務から「税務書類の作成業務(一つに当たる「税務調整計算書(注1)の作成が除外されること」)となつた韓国税務士会からの説明があつた。この点については、日税連として、より詳細な情報の入手が必要と考える。

2 日税連からの質問とそれに対する韓国税務士会の回答
 韓国税務士会からの回答は、お互いの制度が異なる部分もあるが、理解しにくい点もあつた。以下、韓国税務士会からの回答の原文に近いもので記述する。

①韓国の中小企業の事業承継税制について
 韓国における事業承継税制について、①事

公認会計士間の資格付与問題は解決済みといえる。他方、弁護士は、依然として「税務士法3条3項」の資格を付与されているが、実際には同法6条の登録事項で、税務士試験合格者(試験科目の一部免除を利用した合格者を含む)以外の税務士登録は認められていない。

その結果、弁護士法により、あくまで弁護士としての法律事務の一つとしての税務業務を行える枠組みとなっている。今回の会議中に開催された韓国の国会で弁護士法の法律事務から「税務書類の作成業務(一つに当たる「税務調整計算書(注1)の作成が除外されること」)となつた韓国税務士会からの説明があつた。この点については、日税連として、より詳細な情報の入手が必要と考える。

2 日税連からの質問とそれに対する韓国税務士会の回答
 韓国税務士会からの回答は、お互いの制度が異なる部分もあるが、理解しにくい点もあつた。以下、韓国税務士会からの回答の原文に近いもので記述する。

①韓国の中小企業の事業承継税制について
 韓国における事業承継税制について、①事

経営した、被相続人が残した遺産に対する相続税申告の場合、関連書類を添付して申請申請内容の事実如何の調査(家業承継の事前要件など)を調査、相続税決定(政府賦課)、10年間事後管理、事後管理要件を違反した場合、贈与税を追徴課税するという手続の流れである。

②他の事項
 ▲①担保の提供
 日本の事業承継税制における納税猶予方式と異なり、課税相続財産からの控除方式であることから、国に対する担保の提供は不要である。

②事後要件を満たしているか否かの管理の流れ
 上記の特例には事前要件と事後的要件があるが、特に、役員就任、雇用維持、資産の継続保有などの事後的要件が重要である。当該管理の流れは以下のようになっている。
 イ 当該関与税務士が「事後管理台帳」に従い、毎年事後要件を満たしているかを確認し、その結果を税務当局に提示し、その決済を受ける。
 ロ イの当該関与税務士による確認は財務諸表及び源泉徴収関係資料等の検証により行われる。

経営した、被相続人が残した遺産に対する相続税申告の場合、関連書類を添付して申請申請内容の事実如何の調査(家業承継の事前要件など)を調査、相続税決定(政府賦課)、10年間事後管理、事後管理要件を違反した場合、贈与税を追徴課税するという手続の流れである。

②他の事項
 ▲①担保の提供
 日本の事業承継税制における納税猶予方式と異なり、課税相続財産からの控除方式であることから、国に対する担保の提供は不要である。

②事後要件を満たしているか否かの管理の流れ
 上記の特例には事前要件と事後的要件があるが、特に、役員就任、雇用維持、資産の継続保有などの事後的要件が重要である。当該管理の流れは以下のようになっている。
 イ 当該関与税務士が「事後管理台帳」に従い、毎年事後要件を満たしているかを確認し、その結果を税務当局に提示し、その決済を受ける。
 ロ イの当該関与税務士による確認は財務諸表及び源泉徴収関係資料等の検証により行われる。

税務当局は事後管理の結果や国税庁のデータ分析の結果に基づき、事後管理違反者や違反嫌疑者に対し、当該結果に関する説明を要求するが、それでも

税務当局は事後管理の結果や国税庁のデータ分析の結果に基づき、事後管理違反者や違反嫌疑者に対し、当該結果に関する説明を要求するが、それでも

